

議会運営検討協議会

報 告 書

第1回

【報告事項】

- ◆ 地方自治法第180条に基づく市長の専決処分事項の見直し

平成24年 3月21日

川崎市議会議会運営検討協議会

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

なお、この結論に対して、委員から慎重な立場からの意見もあったことを付記する。

(1) 「市営住宅又は特定公共賃貸住宅の使用料の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること」については、これを地方自治法第180条第1項に基づく市長の専決処分事項とすべきであるので、これに係る規定を「市長の専決事項の指定について」に追加すべきである。

なお、この指定に当たっては、金額等による条件は特に設定しないこととすべきである（これに伴い、100万円以下の和解及び調停と規定している「市長の専決事項の指定について」の第1項について、所要の調整を行う必要がある。）。

(2) 他の専決処分事項については、特に修正、削除等を行うべきものはないので、現行の「市長の専決事項の指定について」で定める事項のとおりとすべきである。

2 「市長の専決事項の指定について」に関する改正内容の案

追加する内容	市営住宅又は特定公共賃貸住宅の使用料の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること
修正する内容 (現行の第1項)	目的物の価格1件 1,000,000円以下の事件の和解及び調停（上記に関する和解及び調停を除く。） ※ 下線部を追加

3 市営住宅に関する訴えの提起、和解等に関する議論の概要

(1) 専決処分事項へ追加する理由

ア 議会の委任による専決処分の対象事項は、地方自治法第180条第1項の規定により、「議会の権限に属する軽易な事項」に限定されている。軽易な事項に該当するか否かの認定は議会が行うことになるが、軽易な事項についての基準はなく、当該自治体の財政規模、人口等を勘案して具体的に指定することとなり、客観的に軽易であることが必要とされている。

本市においては、現在、議会の議決に基づき、「市長の専決事項の指定について」において5項目の専決処分事項が定められている。

イ 本市における市営住宅等使用料の滞納管理については、公営住宅法等に基づき「川崎市営住宅等使用料滞納整理事務処理要綱（以下「要綱」という。）」及び「使用料滞納者の明渡請求対象者付議基準」が規定され、現在これらに基づき手続が進められており、議会に対して、市営住宅の建物明渡請求や滞納使用料の支払に関する訴えの提起や和解に関する議案が継続して提出されている。

協議会で市当局に対して調査を行ったところ、市における市営住宅等に関する滞納対策は、これらの要綱等の規定に基づき定型的に行われていることや、要綱等において、明渡請求の対象者から、市営住宅等使用者や家族の病気など特別の配慮をする者を除外するなど、低所得者等の居住の安定についても十分に配慮がなされていることが確認できた。また、訴訟において仮に市が敗訴したとしても、新たな権利義務や市の財政上の支出が発生することはないとのことであった。

さらには、他の政令指定都市においても、大半の自治体が市営住宅関係の訴えの提起や和解、調停を専決処分事項として指定しており、これらの自治体においても客観的に轻易な事項に該当するものと判断がされている状況にある。

ウ これらの理由から、市営住宅等の建物明渡請求や滞納使用料の支払に関する個別の訴えの提起や和解に関する議案については、本市の市営住宅等に関する滞納管理が要綱等の適正な基準に基づき定型的に運用されているので、議会として議決により関与するのではなく、これらを専決処分事項として市長に委ねることとすべきである。

エ また、市営住宅等の滞納使用料の支払に関する調停については、これまで議案の提出例はないものの、調停は調停人の仲介により紛争を解決する制度であり、当事者双方の互譲により紛争を解決する点においては和解と同様のものである。したがって、調停についても和解と取扱いを同一とすることとし、専決処分事項として指定すべきである。

オ なお、市営住宅等の滞納管理の全般に関する事項については、これまでと同様に議会としての積極的な関与が必要であるので、今後とも代表質問や一般質問などの機会を十分に活用して、滞納対策が適正に行われているかどうか等について隨時チェックしていく必要がある。

(2) 専決処分事項へ追加することによる効果

ア 専決処分事項への追加により、これまで議案作成から議決までに要していた約4箇月の期間が短縮されることになるので、市の市営住宅等の滞納対策に関する処理の迅速化が見込まれる。このことにより処理件数が増加し、累積する長期滞納者数が縮減されるので、長期滞納者の解消に要する期間の短縮を図ることが可能となる。

イ 早期の対応が可能となることにより、滞納者本人にとって早期の立ち直りのきっかけとなり得る。

ウ 滞納対策に関する対応の迅速化により、市営住宅等の住居の有効活用

を図ることが可能となり、入居待機者数の改善が見込まれる。

工 滞納対策に関する対応の迅速化により、市営住宅等使用料滞納額や回収不能額の縮減を図ることができる。

オ 現在、明渡請求訴訟手続から和解手続への移行は、関係議案の議決を要し処理期間が長期化することなどから行えず、滞納対策における課題となっている。また、即決和解手続において新たな滞納が発生した場合は、改めて明渡請求に係る訴えを提起するため、これに係る処理の遅れが課題となっている。専決処分事項への追加により、これらの解決が可能となり、迅速な処理を図ることができる。

(3) 慎重意見の内容

一般論として、議会の権限を市長に譲ることには慎重であるべきと考える。議決権をあえて市長側に委ねるだけの理由が必要ではないか。

議案に対しては、個別の内容を詳細に議論することが本来の議会としての関与のあり方であり、本件については要綱等に基づき手續が行われていることや、個人情報への配慮が必要であることは理解するものの、生活困窮者を市営住宅から退去させてしまう危険性もあるので、議会として悪質事例であるか否かの見極めを慎重に審議する必要がある。

これらの理由により、本件には賛成とは言えない。

4 その他の事項に関する議論の概要

(1) 交通事故等による損害賠償額の決定の関係

「市長の専決事項の指定について」の第2項において規定されている「交通事故等による損害賠償額の決定」のうち、交通事故を除くその他の事故に関する損害賠償額の決定について協議会で議論を行ったが、その概要は次のとおりである。

ア 見直しすべきとの意見の概要

本件については、他都市と比較しても専決処分事項とする上限金額が高額であり、地方自治法の規定によれば専決処分事項は軽易な事案に限られることを考慮すると、専決処分事項の範囲が広すぎると考えられる。

したがって、専決処分事項とする上限金額の見直しを行い議決事項の範囲を拡大すべきであり、より議会としての関与を図ることができるよう改めるべきである。

イ 見直しすべきではないとの意見の概要

- ・ 議決事件とした場合には、議案の提出や議会の議決のために相応の期間が必要となるため、相手方に対する損害賠償の支払時期が遅くなってしまう。相手方には市の不法行為等による被害者も含まれるため、これらの市民に対する早急な補償の実施を重視すべきではないか。
- ・ 本件議案はあくまでも損害賠償の金額について審査するものである

が、損害賠償額は保険会社の基準に基づき算定されているので、議会による金額の決定は、その性質上なじまないのではないか。

- ・ 議案とした場合には、相手方の氏名、住所等の個人情報を明らかにしなければならず、個人のプライバシーが明らかになってしまふ。被害者である市民のプライバシーには十分な配慮が必要であり、議会としても実質的な審査が難しいと考えられる。したがって、議決事件とすることには、個人情報の保護の観点から懸念がある。

ウ 協議会の結論

協議の結果、見直しには一定の理由があるものの、一方では議決事件とした場合の支障も存在するので、「市長の専決事項の指定について」の第2項については、規定の修正を行うことなく、現行どおりとすることを確認した。

(2) 交通事故等を発生させた職員に対する求償権の放棄の関係

「市長の専決事項の指定について」の第3項において規定されている「故意又は重大な過失の場合を除き、過失により交通事故等を発生させた職員に対する求償権の放棄」について協議会で議論を行ったが、その概要は次のとおりである。

ア 見直しすべきとの意見の概要

本件を専決処分事項としている他都市はごくわずかであり、本市においても近年の報告事例はないため、この規定を残す必要性がないのではないか。

イ 見直しすべきではないとの意見の概要

本件については現在報告案件の提出がみられない状況にあるが、これは、職務上の交通事故等による賠償責任については、民法ではなく国家賠償法が適用されるとの解釈により、過失（重大な過失を除く）の場合は加害者である職員に賠償責任が生じないためであり、将来にわたり継続して国家賠償法が適用されるとは言いきれる状況にはないと考えられる。解釈による曖昧さが残されたまま専決処分事項から除外することは疑問があるので、対象が完全にあり得ないことが明確になった時点で、規定の削除を検討すべきではないか。

ウ 協議会の結論

協議の結果、見直しには一定の理由があるものの、将来的な規定の必要性を完全に否定し得るものではないため、「市長の専決事項の指定について」の第3項については、規定の修正を行うことなく、現行どおりとすることを確認した。